

## 埋蔵文化財包蔵地外での土木工事等について

平成20年7月1日に「島本町文化財保護条例」を施行し、同条例第18条第4項及び同条例施行規則第18条に基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲外で土木工事等を計画される際には、その内容について「土木工事等計画届出書」（様式第18号）を提出していただき、教育委員会と協議をお願いしています。

これは、工事中に遺跡が発見された場合、工事の中止等の重大な影響が予測され（文化財保護法第96条）、これを未然に防ぐために遺跡の有無を確認するためのものです。

このため、町内の埋蔵文化財の範囲外で土木工事等を計画される際は、「**土木工事等計画届出書**」と下記の関係書類を**各1部**、島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課に提出してください。

また、試掘調査及び立会調査が必要な場合は、教育委員会が実施する調査に協力をお願いします。

### 【 添付資料 】

- ① 付近見取図
- ② 平面配置図
- ③ 建築物平面図
- ④ 建築物立面図
- ⑤ 基礎断面図及伏図
- ⑥ 浄化槽、地盤改良、地下埋設管等地下掘削を必要とする場合は、その断面図及び位置図を添付

なお、試掘調査及び立会調査の内容や、届出の記入上の注意については、次のとおりです。

#### 1. 試掘調査及び立会調査の実施について

##### (1) 調査の実施

島本町教育委員会の専門調査員が調査を実施します。

##### ① 遺跡が発見された場合

試掘調査及び立会調査によって、新たに遺跡が発見された場合は、「遺跡発見の届出」2部を島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課に提出してください（文化財保護法第96条）。

##### ② 遺跡が発見されなかった場合

工事に着手していただいで結構です。なお、工事中に遺構・遺物を発見した時はすみやかに下記の間合せ先までご連絡ください。

## 2. 届出書の記入上の注意

- (1) 届出は工事の予定日の60日前までに島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課に提出してください。
- (2) 届出者については、個人の場合は住所・氏名を、法人等の場合は法人等の名称・代表者の職・氏名・事務所の所在地を記入してください。
- (3) ゴム印等の崩し字やデザイン文字で判読が難しいものについては、楷書で併記するようにしてください。

### 参 考

島本町文化財保護条例（第18条第4項）抜粋

何人も、埋蔵文化財の包蔵が周知されている土地以外の土地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとするときは、その内容について委員会と協議しなければならない。

島本町文化財保護条例施行規則（第18条）抜粋

条例第18条第4項の規定による発掘をしようとするときは、土木工事等計画届出書（様式第18号）を委員会に提出し、協議するものとする。

問合せ

島本町教育委員会事務局

教育こども部 生涯学習課

TEL : 075-962-6316

FAX : 075-962-0611

## 工事の目的等の区分について

近年の事業の多様化等に対応するため区分が細分化されます。

各区分については、下記を参照して記入してください。

道路	一般的な道路の建設、改良、補修等に伴うもの全て。宅地開発等に伴う街路等は、道路建設のみが分離して先行される場合に限って道路に区分し、他の造成工事等と一般的に施工される場合は当該の造成工事に含めて区分すること。 ただし、農業基盤整備事業に位置づけられる農道については、農業基盤へ区分のこと。
鉄道	一般的な鉄道の建設、改良、連続立体交差事業、駅等。
空港	空港の建設にかかる造成、滑走路等の建設、空港敷地内における各種施設の建設。
河川	河川の改修、浚渫、井堰等の建設改修等の工事、河川敷での各種施設の建設等。
港湾	護岸、埠頭、栈橋、防波堤等の港湾施設の建設改修等の工事。
ダム	各種のダムの堤体の建設、水没区域に対する必要措置。
学校	小中高等学校、大学、学校法人による学校教育施設にかかる工事、学校施設内での各種工事。
宅地造成	個別の住宅が未定の造成のみの工事、一体的に施工される区画街路等も含む。
個人住宅	申請者本人がその自らの居住を目的とする住宅、二世帯住宅等で複数の名義であっても営利目的に供される部分を持たないと判断される住宅。
分譲住宅	分譲売買を目的として建築する住宅。
共同住宅	分譲・賃貸を問わず営利を目的として建設される複数世帯による集合住宅、公営集合住宅を含む。
兼用住宅	店舗付き・事務所付き等営利目的部分を含む住宅。
その他住宅	戸建ての借家等、上記の分類以外の住宅。
工場	工業製品の製造、加工、修理等を行う施設と施設内での各種工事。
店舗	物品の販売業、飲食業等を行う施設と施設内での各種工事。
その他建物	事務所ビル、複合ビル、官公庁など、上記の分類に該当しない建築物と施設内での各種工事
土地区画整理	公共事業、組合施工等による区画整理事業、一体的に施工される区画街路等も含む。
公園造成	公園の建設及び敷地内での各種整備工事。
ゴルフ場	ゴルフコース、ゴルフ練習場及び付帯施設。
観光開発	遊園地、娯楽施設、展望施設、温泉等の観光施設。
ガス	ガス等の管理設、補修等の工事、各種施設への引き込み管。
電気	電力供給施設、管理設、補修等の工事、送電線鉄塔等。
水道	上水道に係る各種施設、管理設、補修等の工事。
下水道	下水道に係る各種施設、管理設、補修等の工事。
電話通信	電話、通信、各種メディア等に係る各種施設、管理設、補修等の工事。
農業基盤	国等による農業基盤整備事業に位置づけられる各種工事。
農業関係	その他の農業関連の工事、農業倉庫、農業用水路、開墾等。
土砂採取	土砂採取、採石等。
その他開発	上記のいずれにも該当しない開発事業。

<区分上の注意事項>

- ・個人住宅については届出者が法人名となることはできません。
- ・また、個人名であっても複数同時の届出も分譲目的と判断されますので分譲住宅等に区分願います。
- ・空港や学校など、複数の施設が集合して構成されるものについては、個別の工事内容ではなく施設全体に対しての工事目的で分類すること。(例) 学校内の下水管改修工事 → 学校